

中河内医療圏における
傷病者の搬送及び受入れの実施基準

令和 3 年 2 月

中河内保健医療協議会

中河内救急懇話会

はじめに～実施基準改正の背景と目的～

消防と医療の連携を推進し、傷病者の症状に応じた救急搬送及びその受入れをより適切かつ円滑に行うため、「消防法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 34 号）」が平成 21 年 10 月 30 日に施行された。これに伴い、大阪府においては、消防法第 35 条の 5 第 2 項各号に規定する「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準（以下、「府実施基準」という。）」を平成 22 年 12 月に策定した。中河内医療圏においては、東大阪市、八尾市は医療資源が豊富と考えられる大阪市の東部に位置すること、また柏原市は南河内医療圏に属する羽曳野市、藤井寺市と 3 市による消防組合を結成している地域の実情を踏まえ、平成 24 年 3 月に「中河内医療圏における傷病者の搬送及び受入れの実施基準（以下、「中河内実施基準」という。）」を定め運用してきたところである。

しかしながら、府実施基準策定後相当年数が経過し、救急隊が現場で患者の状態を観察するための基準や医療機関を分類する基準など、個別のルールが府内共通ではないため、他圏域との比較や圏域外への病院選定ができないといった問題が生じてきた。

中河内医療圏においても、東大阪市、八尾市が医療資源の豊富な大阪市に隣接すること、また柏原市は、南河内医療圏に属する羽曳野市、藤井寺市と 3 市による消防組合を結成していることなどから実施基準による病院選定に苦慮していた。

また、これまでの観察基準は「病態別」に対応可能な医療機関を検索することとしてきたが、昨今では、傷病者を観察する立場で基準を設けることが重要となってきた。例えば、諸外国で行われている病院前救護でのトリアージ手法や日本臨床救急医学会で導入・運用の検討が進められている JTAS（※1）などは「主訴」を糸口に、「生理学的徴候」と「症状・徴候」を評価して緊急度を判断するように設計されている。平成 25 年度に消防庁にて開催された緊急度判定体系に関する検討会においても、CPAS（※2）を雛形にして「緊急度判定プロトコル Ver. 1 救急現場」が作成されるなど、我が国でも、今後、生理学的徴候だけでなく「症状・徴候」を加えた緊急度及び病態の判断が標準となっていくことが見込まれる。

※1 JTAS (Japan Triage and Acuity Scale)

カナダの病院外来のための緊急度判定支援システムである CTAS (Canadian Triage and Acuity Scale) を翻訳した日本版緊急度判定支援システム

※2 CPAS (Canadian Prehospital Acuity Scale)

カナダの病院前救護のための緊急度判定支援システム

そのため、「症状・徴候」から病院選定を行えるよう観察基準を見直し、各圏域における観察項目等と収集情報の共通化を図り、併せて、これまで具体的な基準を明記していなかった小児の傷病者についても、府実施基準の対象として追記された。

次に、府は、年間 45 万件（平成 24 年中）を超える救急搬送及びその受入れを適切かつ円滑に行い、検証の前提となる府内全域のデータを収集する必要があることから、現場の利便性を高め、負担を最小限にするため、これまで救急隊が紙で行っていた病院選定や救急搬送データの現場での電子化を可能とする、スマートフォン等を活用した「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（以下「ORION」という。）」を開発した。中河内圏域では、全ての消防機関で導入済みであり運用を開始している。

また、ORION は、平成 26 年 10 月より運用を開始した「大阪府救急医療情報システム」と連動することにより、救急搬送された傷病者の診断・治療・転帰などの医療機関情報と病院前救護情報を一元化した形で収集できることになる。

1 実施基準改正にあたっての考え方

府実施基準の考え方により、「生理学的徴候」だけでなく「症状・徴候」を加えた緊急度及び病態に応じた病院選定から迅速な搬送、迅速な医療の提供ができるよう、成人及び小児の傷病者について、中河内実施基準を改正する。

中河内実施基準は、府実施基準により大阪府下全域で統一された医療機関分類基準（第1号）、観察基準（第3号）、選定基準（第4号）、受入医療機関確保基準（第6号）及び府が必要と認める事項（第7号）を用いることとする。医療機関リスト（第2号）については、第1号に基づいて、中河内圏域において作成する。

伝達基準（第5号）については、標準的な基準を示し、これまでどおり、中河内圏域の救急搬送や医療資源の実態を勘案して、実状にあった基準を中河内地域メディカルコントロール協議会（以下「中河内MC協議会」という。）が策定し、運用する。

消防法改正の骨子

第35条の5 第2項（実施基準）

1. 医療機関を分類する基準
2. 医療機関の区分と該当する医療機関名
3. 傷病者の状況を確認するための基準
4. 医療機関を選定するための基準
5. 傷病者の状況を伝達するための基準
6. 合意形成の基準と受け入れ医療機関の確保
7. 都道府県が必要と認める事項

第35条の6（国→都道府県：情報提供・援助）

第35条の7（実施基準の遵守・尊重）

第35条の8（協議会）

第1項 実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく搬送及び受入れの実施に係る連絡調整（調査・分析など）を行うための協議会を組織

第2項（構成）

第3項 関係行政機関に、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

第4項 都道府県知事に対する意見具申

2 中河内医療圏における協議の場の設置について

平成 22 年 3 月に中河内保健医療協議会医療部会の下に救急医療体制検討小委員会を設け中河内実施基準について検討してきた。平成 24 年 11 月に中河内保健医療協議会の条例設置化に伴い、小委員会を中河内救急懇話会（以下「救急懇話会」という。）として引き続き検討の場とすることとなった。救急懇話会委員の構成は、医師会代表、救命救急センター、救急告示医療機関、3 消防本部、行政機関、保健機関の代表とし、事務局を中河内圏域の保健所に置くこととした。

また、中河内実施基準の検証については、中河内 MC 協議会との連携により平成 25 年 10 月から検証実施方法について試行検証を行い、平成 25 年度第 2 回救急懇話会で検証方法を確立し、平成 26 年 4 月より中河内 MC 協議会検証会議において中河内実施基準の検証を実施することとなった。

3 傷病者の救急搬送に係る実施基準

中河内実施基準は、医療機関分類基準（第 1 号）、観察基準（第 3 号）、選定基準（第 4 号）、受入医療機関確保基準（第 6 号）及び府が必要と認める事項（第 7 号）については府実施基準に準じ、医療機関リスト（第 2 号）については、第 1 号に基づいて、中河内圏域において作成し、適宜更新を行なうこととする。

また、医療機関リストは ORION に反映されることから、受入れの状況等について「大阪府救急医療情報システム」を用い逐次情報更新をするよう医療機関へ働きかける。

1. 医療機関分類基準（消防法第 35 条の 5 第 2 項第 1 号関係）

傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われる体制を確保するために、傷病者の緊急度と特別な対応を要する病態（以下、「特定病態」という。）に応じて医療機関を以下のとおり 5 つに分類する。

このうち、特定病態に対する特別な対応が可能な医療機関を「特定機能対応医療機関」と呼び、各病態を中分類、それぞれに対して緊急に対応すべき機能を小分類で示す。また、「重症初期対応医療機関」は、緊急を要するものの、病態が特定できない場合や、C P A の初期対応が可能な医療機関とする。

また、「初期対応医療機関」には、地域の判断で二次救急告示医療機関以外の医療機関も含めることができる。

なお、傷病者が「透析患者」「精神科合併」「妊婦」のいずれかに該当する場合には、それら単独で搬送先医療機関の選定に影響するため、各医療機関は、「緊急透析」「精神科合併」「妊婦」の受け入れが可能かを明確にする。

診療機能分類

[緊急度・特定病態分類]

大分類		医療機関カテゴリー
ア 赤1	— 特定病態	救命救急センター
		小児救命救急センター
		特定機能対応医療機関
イ 赤1	— 非特定病態	救命救急センター
		小児救命救急センター
		重症初期対応医療機関
		重症小児対応医療機関
ウ 赤2	— 特定病態	救命救急センター
		小児救命救急センター
		特定機能対応医療機関
エ 赤2	— 非特定病態	救命救急センター
		小児救命救急センター
		重症初期対応医療機関
		重症小児対応医療機関
オ 黄以下	— 非特定病態	初期対応医療機関

[特定病態・機能別分類]

中分類(特定病態)		小分類(特定機能)
ア 循環器疾患	急性冠症候群	PCI等
	肺動脈血栓塞栓症	
	急性大動脈解離	心大血管手術
	大動脈瘤切迫破裂	
イ 脳卒中	脳梗塞	t-PA
		t-PA・脳外科手術
		t-PA・脳外科手術・脳血栓回収術
	脳卒中	脳外科手術
		t-PA・脳外科手術
		t-PA・脳外科手術・脳血栓回収術
	くも膜下出血	脳外科手術
		t-PA・脳外科手術
t-PA・脳外科手術・脳血栓回収術		
ウ 消化器疾患	消化管出血	内視鏡的止血術
		消化器外科手術
	急性腹症	消化器外科手術
エ 外因又は外傷	潜水病	高圧酸素療法
	減圧症	
	手指切断	手指又は足趾の再接着
	足趾切断	

2. 医療機関リスト (消防法第 35 条の 5 第 2 項第 2 号関係)

別紙医療機関リスト参照

3. 傷病者の観察基準及び医療機関選定基準（消防法第 35 条の 5 第 2 項第 3、4 号関係）
府実施基準の標準的な観察基準及び医療機関選定基準にしたがう。

4. 救急隊による患者情報の伝達基準（消防法第 35 条の 5 第 2 項第 5 号関係）
府実施基準の標準的な伝達基準にしたがう。

5. 受入れ医療機関確保基準（消防法第 35 条の 5 第 2 項第 6 号関係）

府実施基準に示す標準的な考え方にしたが、当該傷病者に適した分類区分に属する医療機関の中から、搬送距離が短く、最短の時間で搬送できる直近医療機関を優先的に確保することを原則とする。

6. 府が必要と認める事項（消防法第 35 条の 5 第 2 項第 7 号関係）

傷病者の搬送及び受入れが迅速かつ円滑にできるよう ICT を活用した ORION の運用を平成 25 年 1 月 1 日から開始している。今後も、消防と医療のより一層の連携を図るため、ORION の活用を推進していく。

4 データ集積に基づく検証・評価と見直しについて

実施基準を有効に機能させるためには、いわゆる PDCA サイクル（plan-do-check-act cycle.）の活用による策定、評価、見直しが不可欠であり、中河内実施基準に基づく搬送及び受入れの実施状況を調査・分析し、その結果を反映した中河内実施基準の見直しを行なう。

1. 継続的な調査・データ集積と検証・評価の実施

「中河内医療圏における傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の検証実施要綱（平成 25 年 9 月 26 日施行）に基づき、引き続き中河内 MC 協議会検証会議と連携を図り、中河内実施基準の検証を併せて実施し、得られた検証結果を調査・分析し救急懇話会へ報告する。

また、平成 26 年 10 月に改修された「大阪府救急医療情報システム」により、救急搬送された傷病者の診断・治療・転帰などの医療機関情報と ORION による病院前救護情報を一元化した形で収集できるようになった。今後、運用実績等を踏まえ救急懇話会で検証実施要綱の改正も併せて行うこととする。

5 附則

(施行期日)

1. この基準は平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
2. この基準の一部を改正（平成 26 年 9 月 4 日改正）し、平成 27 年 1 月 1 日 から実施する。
3. この基準の一部（医療機関リスト）を令和 2 年 2 月 5 日に改正する。
4. この基準の一部を令和 3 年 2 月 3 日に改正する。

別紙

(案)

医療機関リスト

(消防法第35条の5第2項第2号関係)

令和6年2月

中河内保健医療協議会

目 次

1. 救急告示医療機関リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～12
--	------

～ 注 意 ～

本医療機関リストは、令和6年1月22日現在の情報です。

本医療機関リストは、消防機関が救急業務として傷病者を搬送する際に使用する
のものであり、府民の皆様が直接医療機関を受診する際に使用するものではありません。

また、本医療機関リストに掲載された医療機関であっても、手術中その他事情により、
傷病者の受け入れができない場合があります。

なお、地域の実情等により、本医療機関リストに掲載されていない医療機関へ搬送する
場合があります。

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類			医療機関名	地域
救命救急センター			大阪府立中河内救命救急センター	東大阪
小児救命救急センター			—	
重症初期対応			八尾徳洲会総合病院	八尾
			医真会八尾総合病院	八尾
			八尾市立病院	八尾
			大阪府立中河内救命救急センター	東大阪
			市立東大阪医療センター	東大阪
			若草第一病院	東大阪
			石切生喜病院	東大阪
			河内総合病院	東大阪
重症小児対応			八尾市立病院	八尾
			大阪府立中河内救命救急センター	東大阪
			河内総合病院	東大阪
特定機能対応	循環器疾患	PCI等	八尾徳洲会総合病院	八尾
			医真会八尾総合病院	八尾
			八尾市立病院	八尾
			市立東大阪医療センター	東大阪
			若草第一病院	東大阪
			石切生喜病院	東大阪
			河内総合病院	東大阪

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域	
特定機能対応	循環器疾患	PCI等	東大阪山路病院	東大阪
			市立柏原病院	柏原
		心大血管手術	八尾徳洲会総合病院	八尾
			市立東大阪医療センター	東大阪
			石切生喜病院	東大阪
	河内総合病院		東大阪	
	脳卒中	t-PA	厚生会第一病院	八尾
		脳外科手術	八尾市立病院	八尾
			大阪府立中河内救命救急センター	東大阪
		t-PA・脳外科手術	八戸の里病院	東大阪
		t-PA・脳外科手術 ・脳血栓回収術	八尾徳洲会総合病院	八尾
			医真会八尾総合病院	八尾
			市立東大阪医療センター	東大阪
			若草第一病院	東大阪
			石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪	
	消化器疾患	内視鏡的止血術	八尾徳洲会総合病院	八尾
			医真会八尾総合病院	八尾
			八尾市立病院	八尾
			大阪府立中河内救命救急センター	東大阪
市立東大阪医療センター			東大阪	

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域	
特定機能対応	消化器疾患	内視鏡的止血術	若草第一病院	東大阪
			喜馬病院	東大阪
			河内総合病院	東大阪
			石切生喜病院	東大阪
			池田病院	東大阪
			東大阪山路病院	東大阪
			市立柏原病院	柏原
	消化器疾患	消化器外科手術	八尾徳洲会総合病院	八尾
			医真会八尾総合病院	八尾
			八尾市立病院	八尾
			大阪府立中河内救命救急センター	東大阪
			市立東大阪医療センター	東大阪
			若草第一病院	東大阪
			喜馬病院	東大阪
			河内総合病院	東大阪
			石切生喜病院	東大阪
			池田病院	東大阪
			恵生会病院	東大阪
			市立柏原病院	柏原
	外因	高圧酸素療法	石切生喜病院	東大阪
外傷	手指又は足趾の再接着	医真会八尾総合病院	八尾	
		八尾市立病院	八尾	

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類			医療機関名	地域
特定機能対応	外傷	手指又は足趾の再接着	河内総合病院	東大阪
			喜馬病院	東大阪
			若草第一病院	東大阪
			石切生喜病院	東大阪
初期対応	内科	八尾徳洲会総合病院	八尾	
		医真会八尾総合病院	八尾	
		厚生会第一病院	八尾	
		八尾市立病院	八尾	
		東朋八尾病院	八尾	
		貴島病院本院	八尾	
		市立東大阪医療センター	東大阪	
		若草第一病院	東大阪	
		石切生喜病院	東大阪	
		恵生会病院	東大阪	
		河内総合病院	東大阪	
		喜馬病院	東大阪	
		東大阪山路病院	東大阪	
		池田病院	東大阪	
		八戸の里病院	東大阪	
		市立柏原病院	柏原	

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域
初期対応	循環器内科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		医真会八尾総合病院	八尾
		八尾市立病院	八尾
		貴島病院本院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		東大阪山路病院	東大阪
		八戸の里病院	東大阪
		池田病院	東大阪
		市立柏原病院	柏原
初期対応	呼吸器内科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		貴島病院本院	八尾
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		市立柏原病院	柏原
初期対応	消化器内科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		医真会八尾総合病院	八尾

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類	医療機関名	地域	
初期対応	消化器内科	八尾市立病院	八尾
		東朋八尾病院	八尾
		貴島病院本院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		喜馬病院	東大阪
		八戸の里病院	東大阪
		池田病院	東大阪
		市立柏原病院	柏原
		八尾徳洲会総合病院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		八尾徳洲会総合病院	八尾
		医真会八尾総合病院	八尾
		厚生会第一病院	八尾
	八尾市立病院	八尾	
	東朋八尾病院	八尾	
	貴島病院本院	八尾	
外科			

【中河内医療圏】 救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域
初期対応	外科	市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		恵生会病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		喜馬病院	東大阪
		池田病院	東大阪
		八戸の里病院	東大阪
		市立柏原病院	柏原
	心臓血管外科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		厚生会第一病院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
	呼吸器外科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		貴島病院本院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
	消化器外科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		医真会八尾総合病院	八尾
		厚生会第一病院	八尾
		八尾市立病院	八尾

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域
初期対応	消化器外科	貴島病院本院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		喜馬病院	東大阪
		八戸の里病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		池田病院	東大阪
		市立柏原病院	柏原
	脳神経外科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		医真会八尾総合病院	八尾
		厚生会第一病院	八尾
		八尾市立病院	八尾
		貴島病院本院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		喜馬病院	東大阪
八戸の里病院	東大阪		
整形外科	八尾徳洲会総合病院	八尾	
	医真会八尾総合病院	八尾	

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域
初期対応	整形外科	厚生会第一病院	八尾
		八尾市立病院	八尾
		東朋八尾病院	八尾
		貴島病院本院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		東大阪山路病院	東大阪
		喜馬病院	東大阪
		池田病院	東大阪
		八戸の里病院	東大阪
		恵生会病院	東大阪
	市立柏原病院	柏原	
	形成外科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		八尾市立病院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		若草第一病院	東大阪

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域
初期対応	小児科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		八尾市立病院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		市立柏原病院	柏原
	小児外科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
	小児軽傷	八尾徳洲会総合病院	八尾
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		市立東大阪医療センター	東大阪
	新生児科	—	
	産科	—	
	婦人科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		石切生喜病院	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		恵生会病院	東大阪
	泌尿器科	八尾徳洲会総合病院	八尾
市立東大阪医療センター		東大阪	

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域
初期対応	泌尿器科	若草第一病院	東大阪
		河内総合病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
	皮膚科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		池田病院	東大阪
	眼科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		池田病院	東大阪
	耳鼻咽喉科	八尾徳洲会総合病院	八尾
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
	口腔外科	八尾徳洲会総合病院	八尾
医真会八尾総合病院		八尾	
市立東大阪医療センター		東大阪	

【中河内医療圏】救急告示医療機関リスト

診療機能分類		医療機関名	地域
初期対応	口腔外科	河内総合病院	東大阪
	精神科	小阪病院	東大阪
		阪本病院	東大阪
		国分病院	柏原
緊急透析		八尾徳洲会総合病院	八尾
		大阪府立中河内救命救急センター	東大阪
		市立東大阪医療センター	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		池田病院	東大阪
精神科合併		大阪府立中河内救命救急センター	東大阪
		石切生喜病院	東大阪
		若草第一病院	東大阪
		小阪病院	東大阪
妊婦		市立東大阪医療センター	東大阪